

裁判所法の一部改正法案の施行期日を平成29年11月1日とする理由

- 1 今般の裁判所法の一部改正法案は、司法修習生に対し、修習給付金を支給する制度の創設等を行うものである。司法修習は、その期間が一年間となった新第60期（平成18年4月修習開始）以降、下記のとおり毎年11月下旬から翌年12月中旬までの間で行われているものであるところ、無用な混乱を避けるという見地からは、新たな制度への移行は、司法修習の開始という区切りに合わせるのが合理的である。したがって、改正法案の施行は、第71期司法修習生が修習を開始する平成29年11月とする必要がある。

もっとも、第71期司法修習については、これまでと同じく11月中に修習を開始することは決定しているものの、その具体的開始日までは確定しておらず、法文上の明確性の観点から、第71期司法修習の開始月の初日である平成29年11月1日を施行期日としたものである。そうすると、同日時点では第71期司法修習は開始していない公算が高く、他方で、第70期司法修習（12月13日終了予定）はなお継続中であるが、第70期司法修習と第71期司法修習の時期が一部重なることは確実であるから、いずれにせよ経過措置は必要となる。

- 2 なお、司法修習生に対する給費制を廃止し、修習資金の貸与制を導入することを内容とする裁判所法の一部を改正する法律（平成16年法律第163号）も、施行期日は、改正法が適用される司法修習の開始月の初日である平成22年11月1日とした上で必要な経過措置を置いている（なお、内閣提出法案である当初法案では、その施行期日は平成18年11月1日とされていたが、その後の議員修正により、施行期日は平成22年11月1日とされた。）。

（参考）過去5年分の修習開始日・終了日

	（修習開始日）	（修習終了日）
新第65期	平成23年11月27日	平成24年12月19日
第66期	平成24年11月27日	平成25年12月18日
第67期	平成25年11月27日	平成26年12月17日
第68期	平成26年11月27日	平成27年12月16日
第69期	平成27年11月27日	平成28年12月14日

（参考条文）

- 裁判所法（平成一六年一二月一〇日法律第一六三号）（抄）

附 則
（施行期日）

- 1 この法律は、平成二十二年十一月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この法律の施行前に採用され、この法律の施行後も引き続き修習をする司法修習生の給与については、なお従前の例による。

附則第2項から第4項までの規定について

1 新法・旧法の適用の整理

	施行日後に新規採用【71期】 (H29.11～H30.12)	施行日前に新規採用			
		再採用		【70期】 (H28.11～H29.12)	【～69期】 (遅くともH28.12までに修習終了)
		【71期】として再採用	【70期】として再採用		
修習給付金	あり (新法第67条の2)	あり (新法第67条の2)	なし (附則第2項)	なし (附則第2項)	—
貸与	新貸与制 (附則第3項前段・新法第67条の3)	新貸与制 (附則第3項前段・新法第67条の3)	旧貸与制 (附則第3項後段・旧法第67条の2)	旧貸与制 (附則第3項後段・旧法第67条の2)	旧貸与制 (ただし返還のみ) (附則第3項後段・旧法第67条の2)
懲戒	新制度 (附則第4項前段・新法第68条)	新制度 (附則第4項前段・新法第68条)	旧制度 (附則第4項後段・旧法第68条)	旧制度 (附則第4項後段・旧法第68条)	—

2 附則第2項について

この法律の施行後に採用された司法修習生については、施行後に再採用された者を含め、原則として新法第67条の2に基づき修習給付金を支給することを予定している。

ただし、通常の修習期間の修習を受けたが、試験（裁判所法第67条第1項。以下「二回試験」という。）に不合格となった後に再採用された者については、「その修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間」（新法第67条の2第1項）を既に経過しているため、仮に再採用されたのがこの法律の施行後であった場合でも修習給付金は支給されない。

他方で、第70期司法修習生（平成28年11月～平成29年12月）については、新法第67条の2の規定に基づく修習給付金を支給することは予定していないが、施

行日時点では修習は終了していないため、新法が適用されないことを明らかにする必要がある。

そこで、附則第2項において「この法律の施行後も引き続き修習をする司法修習生」につき新法が適用されないことを明らかにしている（注）。

3 附則第3項について

この法律の施行後に採用された司法修習生のうち希望者については、施行後に再採用された者を含め、原則として新法第67条の3に基づき修習専念資金を貸与することを予定している。

ただし、二回試験に不合格となった者については、「司法修習生の修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間」（新法第67条の3第1項）を既に経過しているため、修習専念資金は貸与されない。

他方で、第70期以前の司法修習生の修習資金の貸与及び返還については、施行日時点で既に修習を終えている者を含め、旧法で規律することを予定している。そこで、このことを明らかにするため「新法第67条の3の規定は、この法律の施行後に採用された司法修習生について適用し、この法律の施行前に採用された司法修習生の修習資金については、なお従前の例による」と規定することとした。

4 附則第4項について

この法律の施行後に採用された司法修習生については、施行後に再採用された者を含め、新法第68条に基づき懲戒処分をすることを予定している。

他方で、第70期司法修習生の懲戒処分については、この法律の施行後も旧法で規律することを予定している。そこで、このことを明らかにするため「新法第68条の規定は、この法律の施行後に採用された司法修習生について適用し、この法律の施行前に採用された司法修習生については、なお従前の例による」と規定することとした。

（注）附則第2項につき、附則第3項等と平仄をそろえる見地から、「この法律の施行前に採用され、この法律の施行後も引き続き修習をする司法修習生」ではなく単に「この法律の施行前に採用された司法修習生」との規定にすると、例えば、第70期司法修習生として採用されたが、妊娠出産等の理由で修習の途中で依願により罷免され（司法修習生に関する規則第18条第3号）、第71期司法修習の途中で再採用された者についてまで「この法律の施行前に採用された司法修習生」に該当することを理由に修習給付金を支給することができなくなり、同一修習期の司法修習生の取扱いに関して不合理な差別を設けることになってしまうので、適当ではない。

(参照条文)

○裁判所法（昭和二十二年四月十六日法律第五十九号）

第六十七条 （修習・試験） 司法修習生は、少なくとも一年間修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。

2 司法修習生は、その修習期間中、最高裁判所の定めるところにより、その修習に専念しなければならない。

3 前項に定めるもののほか、第一項の修習及び試験に関する事項は、最高裁判所がこれを定める。

第六十七条の二 （修習資金の貸与等） 最高裁判所は、司法修習生の修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、司法修習生に対し、その申請により、無利息で、修習資金（司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金をいう。以下この条において同じ。）を貸与するものとする。

2 修習資金の額及び返還の期限は、最高裁判所の定めるところによる。

3 最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が災害、傷病その他やむを得ない理由により修習資金を返還することが困難となつたとき、又は修習資金の貸与を受けた者について修習資金を返還することが経済的に困難である事由として最高裁判所の定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができる。この場合においては、国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）第二十六条の規定は、適用しない。

4 最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が死亡又は精神若しくは身体の障害により修習資金を返還することができなくなつたときは、その修習資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

5 前各項に定めるもののほか、修習資金の貸与及び返還に関し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

○司法修習生に関する規則（昭和23年最高裁判所規則第15号）

第18条 最高裁判所は、司法修習生に次に掲げる事由があると認めるときは、これを罷免することができる。

1・2 （略）

3 本人から願出があつたとき。